

# 令和5・6年度の建設工事に係る入札参加資格審査の格付方針

入札審査課

## 第1 基本的な考え方

### 1 目的

経営力と技術力に優れ、社会に貢献する企業を評価することにより、公共工事の品質確保と持続可能な建設業の構築を図る。

県内業者については、別途県評価点を加点し、県内優良企業を評価する。

### 2 令和3・4年度格付方針からの見直しの考え方

- (1) 県の5か年計画で埼玉県を目指す将来像を掲げており、県内業者がその一翼を担うよう、県が進めている取り組みを後押しする評価項目を採用する
- (2) 建設業全体として底上げが図れる取り組みやすい評価項目を採用する
- (3) 申請者に過度な負担を強いることがないよう最小限の変更とする

### 3 令和5・6年度格付方針の変更点

- (1) SDGsの項目を追加
- (2) 担い手確保の取組みとなるCCUS（建設キャリアアップシステム）の項目を追加
- (3) 女性技術職員の項目を担い手確保の視点から女性活躍・子育て支援の視点に移動
- (4) コロナ禍の影響により取組み機会の減少した項目（インターンシップの受入れ及び不当要求防止責任者の講習会の受講）について、審査対象期間を延長
- (5) 取組内容の異なる項目を個々に評価するため、視点ごとに設けられた最大点を見直す

## 第2 格付審査項目

### 1 資格審査数値

- (1) 県内業者 経営事項審査の総合評定値 + 県評価点
- (2) 県外業者 経営事項審査の総合評定値

- (1) 県内業者・・・建設業法に規定する主たる営業所が埼玉県内にある者)
- (2) 県外業者・・・県内業者以外の者)

### 2 技術者数

技術力重視の観点から、土木、建築については1級相当技術者数を加味して格付けする。

## 第3 県評価点の項目、基準等

## 【技術力に関する項目】

### 1 工事成績

#### (1) 評価基準

県発注工事における2年間（令和2・3年度）の工事成績評定点の平均点とする。

#### (2) 配点（業種ごとに加点）

（単位：点）

工事成績平均点数	配点
90点以上	130
88点以上90点未満	110
86点以上88点未満	90
84点以上86点未満	70
82点以上84点未満	50
80点以上82点未満	30

### 2 優秀工事表彰

#### (1) 評価基準

ア 「埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱」に基づき表彰を受けた者

イ 「埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱」、「埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱」及び「埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱」に基づき表彰を受けた者

ウ 2年間（令和3・4年度）の表彰を対象とする。

#### (2) 配点（業種ごとに加点）

（単位：点）

優秀工事表彰の区分	配点
埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱に基づく表彰により「優秀賞」を受賞した者（知事表彰）	40
埼玉県優秀建設工事施工者表彰要綱に基づく表彰により「特別奨励賞」を受賞した者（知事表彰）	30
埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰要綱、埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰要綱及び埼玉県企業局優秀施工業者等表彰要綱に基づく表彰を受賞した者（課所長表彰）	20

80点を上限とする。

### 3 品質管理

#### (1) 評価基準

ア ISO9001の認証を取得した者

イ 資格審査申請日現在の認証取得証（写）を提出した者

#### (2) 配点（すべての申請業種に加点）

10点

4 技術点（技術者数）

（1）評価基準

ア 技術者を常勤職員として雇用する者

イ 審査基準日現在の経営事項審査における技術職員数により算出する。

（2）配点（業種ごとに加点）

	1級相当技術者	2級相当技術者
配点	1人当たり5点	1人当たり2点

1 100点を上限とする。

2 1級相当技術者とは、一級施工管理技士及びこれと同等と国土交通大臣が認めたものとする。

3 2級相当技術者とは、二級施工管理技士及びこれと同等と国土交通大臣が認めたものとする。

5 建設機械保有

（1）評価基準

ア 一定規格以上の建設機械を保有（リースも可）している者

イ 審査基準日現在の経営事項審査における建設機械の所有及びリース台数により算出する。

（2）配点（すべての申請業種に加点）

1台当たり10点（上限20点）

6 労働災害防止

（1）評価基準

資格審査申請日現在において建設業労働災害防止協会の加入者であって、建設業労働災害防止協会支部が発行した加入証明書を提出した者

（2）配点（すべての申請業種に加点）

10点

7 交通法令順守

（1）評価基準

資格審査申請日現在において「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等への加入を証明する書類を提出した者

（2）配点（すべての申請業種に加点）

10点

8 不当要求防止責任者の選任及び講習受講

（1）評価基準

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、平成29年度以降資格審査申請日までの間、責任者講習を受講した者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

10点

## 【社会貢献度に関する項目】

9 SDGs

(1) 評価基準

資格審査申請日現在において次の条件を満たす者

ア 埼玉県SDGsパートナー登録制度又は埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度に登録が完了した者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

5点

10 災害対応

(1) 評価基準

資格審査申請日現在において次の条件を満たす者

ア 本県と防災協定を締結し一定の役割を担う者であって、協定書の写し又は防災協定を締結した団体が発行した証明書を提出した者

イ 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に、自然災害等発生時や被害発生が予想される際において、本県地域機関からの要請等に基づき災害防止活動を実施した者

ウ 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に、自然災害等発生時や被害発生が予想される際において、国又は埼玉県内の市町村からの要請等に基づき埼玉県内で災害防止活動を実施した者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

ア：20点、イ：1回につき10点(上限30点)、ウ：10点

11 環境への配慮

(1) 評価基準

ア ISO14001、埼玉県エコアップ認証制度又はエコアクション21のいずれかの認証を取得した者

イ 資格審査申請日現在の認証取得証(写)を提出した者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

10点

12 女性活躍・子育て支援

(1) 評価基準

資格審査申請日現在において次の条件を満たす者

- ア 従業員100人以下の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣（労働局長）に届出し、又は同法第13条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者  
従業員101人以上の企業等で、「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者
- イ 従業員100人以下の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し厚生労働大臣（労働局長）に届出し、又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者  
従業員101人以上の企業等で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けた者
- ウ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定を上回る育児制度を就業規則等で規定し、労働基準監督署に届け出た者
- エ 県の定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得した者
- オ 女性技術職員を1人以上常勤雇用している者

(2) 配点（すべての申請業種に加点）

それぞれ10点

ア～エまでの上限は30点とする。

13 担い手確保

(1) 評価基準

資格審査申請日現在において次の条件を満たす者

- ア 平成30年10月1日から令和4年9月30日までの間に大学生や高校生等を対象としたインターンシップを3日以上受入れ、学校が証明する証明書により実績が確認できる者
- イ 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に新規に若年者（34歳以下の技術職）を1人以上常勤雇用し、資格審査申請日現在においても継続して雇用している者
- ウ CCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録を完了した者

(2) 配点（すべての申請業種に加点）

ア：10点、イ：1人につき10点（上限20点）、ウ：10点

14 就労環境の改善

(1) 評価基準

資格審査申請日現在において次のいずれかの条件を満たす者。

- ア 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に埼玉県、国土交通省、さいたま市等の週休二日モデル工事等（県内）又は4週8休の実施を評価項目とした本県の総合評価方式による工事を完成させ、4週8休の履行、

休日取得状況等を確認できる者

イ 就業規則等で技術系職員の休日を4週8休又は年間110日以上と規定し、労働基準監督署に届け出た者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

ア: 10点、イ: 20点とし、アかイのどちらか一つを加点

## 15 障害者の雇用

(1) 評価基準

次のいずれかの条件を満たす者

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定に基づく報告義務がある場合

資格審査申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した者

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定に基づく報告義務がない場合

資格審査申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の報告書を提出した者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

10点

## 16 地域貢献

(1) 評価基準

ア 令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に本県の機関等の施設管理に関するボランティア活動を実施した者

対象となるボランティア活動は、道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等のボランティア活動で、公的機関等との協定書や公的機関等からの感謝状等により実施を確認できるもの。

イ 消防団協力事業所に認定され、令和2年10月1日から令和4年9月30日までの間に従業員が消防団員としての活動実績を確認できる者

ウ 資格審査申請日現在においてさいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者

(2) 配点(すべての申請業種に加点)

それぞれ10点

## 17 入札参加停止等

(1) 評価基準

ア 2年度間(令和3・4年度)に建設工事について本県から文書警告、入札参加停止又は入札参加除外措置を受けた者

イ 入札参加停止を複数回受けた者はそれぞれの期間を合算し、その期間に対

する点数により減点する。

(2) 配点(すべての申請業種から減点)

- ア 文書警告 10点
- イ 入札参加停止又は入札参加除外措置

(単位:点)

入札参加 停止等の期間	2か月 未満	2か月以上 4か月未満	4か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上1年 6か月未満	1年6か 月以上
減点	20	30	40	50	80	100

18 評価点の調整

1～17の評価点合計が0点未満となった場合は、評価点を0点とする。

第4 社会保険等加入の実施状況の確認

雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況を確認できる書類を提出書類とする。

第5 格付基準

- 1 基準の設定は、土木、建築、舗装、電気、管、その他の工事業種とする。
- 2 資格審査数値については、県内業者、県外業者同等に取り扱う。
- 3 前回格付を基に、業者数の均衡に配慮して格付を行う。
- 4 格付の詳細は、格付要領で定める。

第6 公表

今後定める格付要領、資格者名簿(格付、資格審査数値、客観的事項の審査数値、県による評価点数値及び1級相当技術者の数)については、格付を実施後、令和5年4月1日に公表する。